令和8年桑名市二十歳のつどい広告協賛募集要項

令和8年桑名市二十歳のつどいの開催趣旨に賛同いただき、協賛してくださる企業・団体等 を次のとおり募集します。

1 式典の概要

名 称 令和8年桑名市二十歳のつどい

開催日時 令和8年1月11日(日) 14時00分~

開催場所 柿安シティホール (市民会館) 大ホール

対 象 者 平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれの人(約 1,400 人) <参考>令和 7 年対象者 1,380 人(参加者数 963 人)

主 催 桑名市二十歳のつどい実行委員、桑名市

開催趣旨 桑名市では、二十歳を迎える若者に成人としての社会的責任を改めて自覚して もらい、祝い励ますために「二十歳のつどい」を開催する。

2 募集対象

企業・団体等

3 広告協賛料金

1口 10,000円 (何口でもお申し込み可。)

令和8年桑名市二十歳のつどいの広告媒体において協賛企業名等を掲載する。

4 広告媒体

二十歳のつどいの式典参加者に配付する冊子(以下、「冊子」という。)、市ホームページ、 舞台スクリーン等

5 冊子の概要

冊子は、以下のとおり発行する。

- (1)発行部数 1,500部(予定)
- (2) 規格 A 4 版冊子
- (3) 仕様 カラー

6 掲載可能な広告等の範囲

冊子に広告を掲載することのできる業種、事業者、広告の内容、広告のデザインの範囲は、 桑名市広告掲載要綱第4条及び桑名市広告掲載基準の規定に準じるものとする。

7 広告枠

企業名等の掲載サイズについては、応募数に応じて、事務局で掲載サイズを調整する。

8 協賛募集期間

令和7年10月31日(金)まで

9 協賛申込方法

桑名市ホームページより「令和8年桑名市二十歳のつどい広告協賛申込書」をダウンロードし、必要事項を記入後、「桑名市二十歳のつどい実行委員会事務局」(以下「事務局」という。) ヘメール又は、郵送(消印有効)で提出するものとする。また、ロゴの掲載を希望する場合は、メールで事務局まで提出するものとする。

※データ容量は 10MB以内で送るものとする。10MBを上回る場合は、大容量データ送信サイトを使用するものとする。

〈提出先〉桑名市二十歳のつどい実行委員会事務局

〒511-0068 桑名市中央町三丁目 79 番地くわなメディアライヴ 2 階 桑名市役所 地域コミュニティ部 生涯学習課内

TEL : 0594 - 24 - 1244

E-mail: shogakum@city.kuwana.lg.jp

10 広告掲載の決定

事務局が、掲載の可否を決定し、広告依頼主に広告掲載決定通知書又は広告不掲載決定通知書により通知するものとする。

11 協替金の支払い方法

申込みご提出後、広告掲載決定通知書及び請求書を順次通知する。

広告主は、記載された納期限までに指定された口座へ振込むものとする。

12 協賛の取消

上記10により採用決定した場合においても次のいずれかに該当する場合、協賛を取り消す。

- (1) 指定する期日までに協賛金を納付しなかったとき。
- (2)協賛企業が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 協賛企業が社会的信頼を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 申込みに虚偽の記載があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事務局が協賛を適切でないと認めるとき。
- ※(1)~(5)の規定による決定の取消しにより生じた協賛企業の損害について、事務局

は一切の責任を負わない。

※事務局は、協賛を取り消した事業者等に対して、直ちに協賛取消通知書により協賛企業に対しその旨を通知する。その際、受領済の協賛金は返還しない。

13 桑名市二十歳のつどい開催中止の場合

大規模災害その他やむを得ない事情により、桑名市二十歳のつどいを開催中止とする場合の協賛金の取扱いについては、協賛してくださる企業・団体等と事務局が協議して決定するものとする。

【お問合せ先】

桑名市二十歳のつどい実行委員会事務局 〒511-0068

桑名市中央町三丁目 79 番地 くわなメディアライヴ 2 階 桑名市役所 地域コミュニティ部

生涯学習課内

TEL : 0594-24-1244 FAX : 0594-24-1355

E-mail: shogakum@city.kuwana.lg.jp